

契 約 書（案）

発注者 国立大学法人琉球大学学長 西田 睦 代理人 財務担当理事 大城 功（以下「甲」という。）と 請負者 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間において、琉球大学キャリア教育センター企業広告デジタルサイネージ運用委託業務について、下記の条項により契約を締結する。

（基本事項）

第1条 契約期間、業務場所、契約保証金は次のとおりとする。

- 1 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の90日前までに、甲乙いずれからも書面による申し出が無いときには、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 業務場所 中央食堂、北食堂、共通教育棟1号館学生支援課内及び受託業者作業場所
- 3 契約保証金 免除

（業務内容）

第2条 乙は、別紙仕様書及び企画競争時に乙が提出した企画提案書に基づき業務を履行するものとする。

（機器の設置・管理・保全）

第3条 デジタルサイネージ機器（以下「サイネージ機器」という。）の設置・管理・保全是甲が行う。

- 2 甲はサイネージ機器に掲載された情報に関して問い合わせ、クレーム等を受けた場合は、遅延なくこれを乙に通知して適切な処置をとらせる。

（広告収入）

第4条 広告収入は、乙に属する。

- 2 乙は、本条1項の広告収入の報告を各年度計算し、翌年度4月15日までに甲に報告しなければならない
- 3 乙は、広告収入から事業手数料を差し引いた金額を甲が発行する請求書により納入しなければならない。事業手数料は、別紙のとおりとする。

（放映内容）

第5条 乙が放映する情報の内容は、事前に甲に承諾を得たもののみとする。

- 2 乙が行うサイネージ機器の運営については、事前に甲の提出した提案書その他書類による条件を遵守しなければならない。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、業務の履行が種類、品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第7条 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は乙から遅延損害金を徴収することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府の支払遅延に対する遅延利息の率（年2.5パーセントの割合）で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第8条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、確定した甲からの年度内請求額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- 二 公正取引委員会が乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（第三者等に対する損害）

第9条 乙は故意又は重大な過失により建物物件等、甲又は第三者に損害を与えたときは

その賠償の責に任ずるものとする。但し、甲が、乙がその責に任ずることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は違約金として、確定した甲からの年度内請求額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに納付するものとする。

- 一 乙が、正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - 二 本契約の履行において、乙又はその使用人に不正又は不当な行為があったとき。
 - 三 甲において、乙が本契約を履行することができないことが明らかに認められるとき。
 - 四 乙が、やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。
 - 五 前条第1項各号の一に該当するとき。
 - 六 前各号のほか、乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 乙は契約を解除することによって甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議の上定めるものとする。
- 3 甲又は乙が本契約を解除しようとするときは、書面をもって30日前までに通知しなければならない。
- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず本契約を解除することができる。
- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

5 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、確定した甲からの年度内請求額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第11条 乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の変更）

第12条 甲又は乙は、必要があるときは協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約の履行を他に委任、または一部を解除すること及びこの契約によって生ずる権利を他に譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第14条 乙及びその使用人は、本契約を遂行するにあたり、業務上知り得た甲に関する情報を他に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。

（細目）

第15条 本契約に定めた各条項以外の必要な細目については、国立大学法人琉球大学会計規則及び国立大学法人琉球大学会計実施規程を適用するものとする。

（紛争の解決）

第16条 甲及び乙は、本契約条項を遵守するものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議してこれを解決するものとする。

（契約外の事項）

第17条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

（合意管轄）

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、琉球大学所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年11月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 西 田 睦
代 理 人
財務担当理事 大 城 功

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○

事業手数料

A. 委託手数料

売上の %

B. 甲から企業を紹介した場合の手数料

売上の %

C. 乙が企業を勧誘した場合の手数料

売上の %

※上記%は消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）抜きであり、上記手数料に消費税等を付加した金額を事業手数料とする。